

我が国がめざす未来社会
Society5.0
IoT(Internet of Things),
ロボット,人工知能(AI),
ビッグデータ等の新しい技術



情報技術 (IT) の発達
進む ICT 化
SNS や検索サイトなど
スマートフォン・タブレット等
インターネットにつながる機器
の普及

人々の生活は、より便利に豊かなものに

学校においては



GIGA スクール構想 1人1台端末
学習指導要領「情報活用能力の育成・ICT 活用」

一方で

インターネットに起因する様々な人権侵害の発生



ネット上でのいじめ
や SNS 上の誹謗中
傷など、子どもをめ
ぐる人権問題

ネット上で特定の地
域を同和地区と指
摘する差別書き込
みなどの同和問題
(部落差別)

ネット上で特定の国
の人々を排除したり、
傷つけたりする
ヘイトスピーチ等の
問題

- いじめ防止対策推進法
「インターネットを通じて行われるいじめ」について明記
- 青少年インターネット環境整備法の一部改正
携帯電話会社や販売店等に、契約締結時の青少年確認義務やフィルタリングの
説明義務、フィルタリングの設定等の義務を課す



人権尊重の視点に立った情報モラル教育が重要！

教職員は、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるとともに、インターネットにおける人権侵害についても考えさせ、児童生徒が被害者や加害者にならないために主体的に行動できるよう、組織的に取り組むことが大切です。

1 我が国のインターネットをめぐる状況

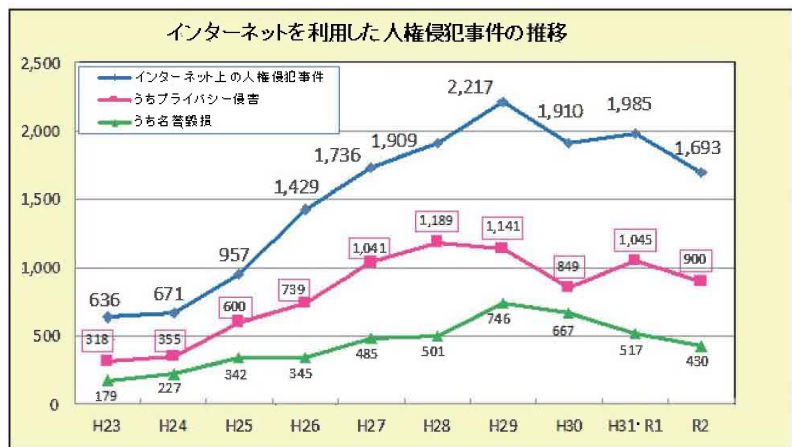
情報通信技術（ICT）の発達により、私たちの生活は大きく変化しました。

総務省の調査によると、日本におけるインターネットの利用時間は全年代で増加しており、令和2年度には、休日の平均利用時間が180分近くにまで及んでいるという結果が報告されています。また、平日の平均利用時間は、テレビ（リアルタイム）視聴の平均利用時間を初めて超過しました。

このように、インターネットは今や私たちの生活に欠かせないものになっており、それに伴い、インターネットに起因する様々な人権侵害も起きています。

(1) 我が国のインターネットを利用した人権侵害事件の状況

法務省の統計によると、我が国のインターネットを利用した人権侵害事件の件数は、平成28年度以降、約2000件前後で推移していましたが、令和2年度は若干減少しています。しかし、その内容を見ると、プライバシー侵害や名誉毀損の件数は、ほぼ横ばいであり、インターネットをめぐる人権問題は、我が国の大きな課題であると言えます。



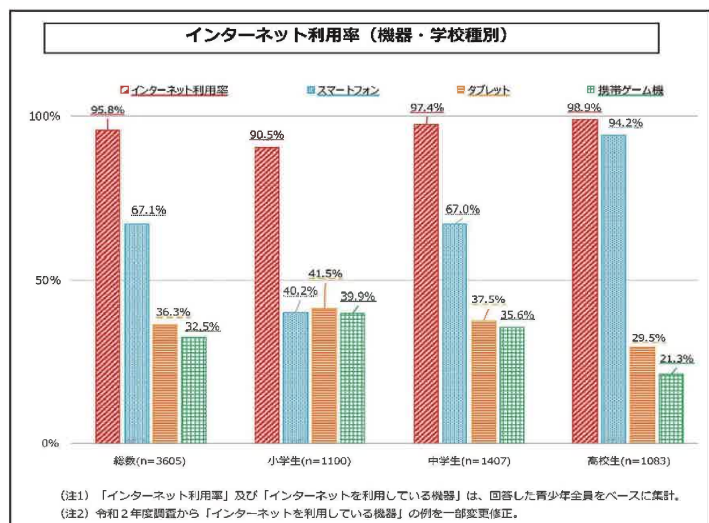
法務省ホームページより

(2) インターネットをめぐる児童生徒の実態

インターネット上の人権侵害は、児童生徒も例外でなく、ネット上のいじめ問題など、深刻な状況にあります。一方、学校においては、GIGAスクール構想の実現に向けて動き出しており、そうしたことも踏まえ、学校における人権教育を踏まえた情報モラル教育の充実は、より一層その重要性を増しています。

ア インターネットの利用状況

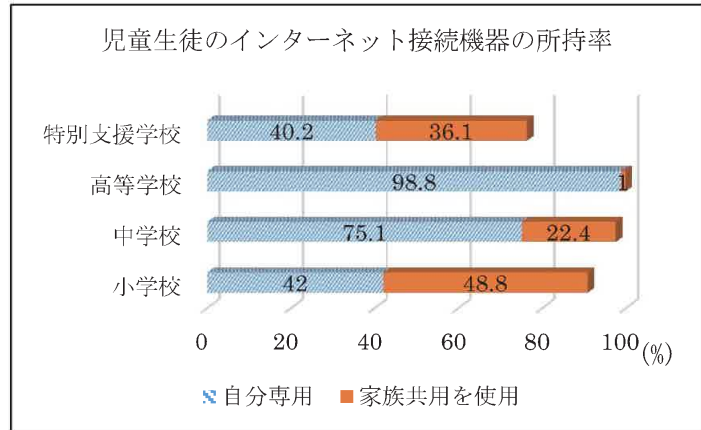
内閣府の実態調査によると、児童生徒の95.8%がインターネットを利用していると回答しており、児童生徒にとって非常に身近なものとなっていることがわかります。また、インターネットの利用機器の状況を見ると、中学生の67.0%、高校生の94.2%がスマートフォンを利用しており、年齢が上がるほど割合が高くなっています。



内閣府「令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」令和3年2月より

なお、本県の実態調査では、児童生徒のインターネット接続機器の所持率も非常に高く、特に高等学校では、自分専用の接続機器の所持率が98.8%にも及んでいます。

こうした結果から、全ての児童生徒がインターネット上の人権侵害に巻き込まれる危険性があると言えます。児童生徒をインターネット上の人権侵害に係る加害者、被害者にさせないために、発達段階に応じた取組を行う必要があります。



鹿児島県教育委員会 令和2年度「インターネット利用等に関する調査」(児童生徒対象) 結果より本課作成

イ 児童生徒の学校以外におけるインターネット利用

本県の児童生徒が、学校以外で最も長い時間インターネットを利用している内容を見ると、どの校種においても「音楽・画像・動画の閲覧」が多いことが分かります。さらに特徴的なのは、中学校でSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用が増え、高等学校ではSNSの利用が最も長い時間となっていることです。

SNSは、共通の趣味や話題を持つ世界中の人と交流ができ、日常生活を豊かにしてくれる一方で、グループトークやダイレクトメッセージなどでは閉じられた世界でやりとりが行われるため、外部からは見えづらく、いじめに発展したり、事件に巻き込まれたりするケースもあるため、注意が必要です。

学校以外で最も長い時間利用している内容 ※全回答者数に対する割合 (%)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
1	音楽, 画像, 動画の閲覧	34.8	音楽, 画像, 動画の閲覧	26.5	SNS	32.4	音楽, 画像, 動画の閲覧	42.2
2	ゲーム	28.4	ゲーム	25.2	音楽, 画像, 動画の閲覧	30.8	ゲーム	16.1
3	学習活動	8.8	SNS	18.6	ゲーム	21.5	学習活動	5.7
4	メール	7.6	メール	12.1	メール	7.7	SNS	4.2
5	買い物等	4.9	買い物等	7.9	学習活動	3.2	メール	3.6
6	SNS	4.5	学習活動	6.2	買い物等	2.5	買い物等	1.5

鹿児島県教育委員会 令和2年度「インターネット利用等に関する調査」(児童生徒対象) 結果より本課作成

本県においては、インターネット利用上での困ったことの内容として、どの校種においても「悪口や、いやなうわさ話を書かれたことがある。」と回答している児童生徒の割合が高くなっています。



2 インターネットに起因する人権問題

インターネットの普及に伴い、インターネットに起因する様々な人権侵害が発生しています。特に、部落差別や外国人差別については、インターネット上での書き込みが後を絶ちません。また、児童生徒のスマートフォン利用率が年々増加するにつれ、児童生徒にもインターネットをめぐる様々な問題が起こっており、対策が進められています。

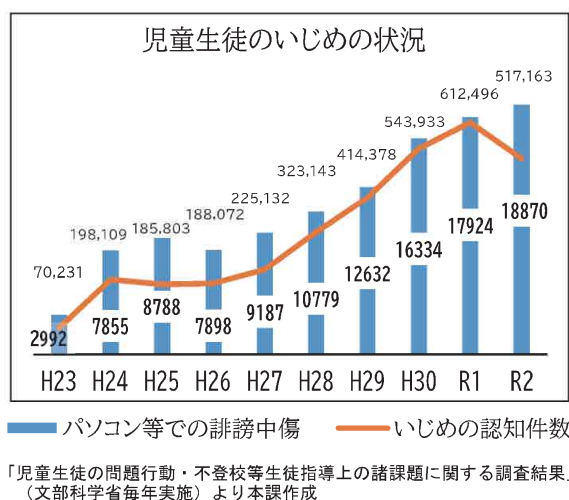
(1) インターネットと子どもの人権

ネット上のいじめ

ネット上のいじめは場所や時間に関係なく起こるため、常に被害児童生徒は逃げ場がない状況に置かれています。また、ネット上のいじめは第三者から見えづらく、問題の発見が遅れることも多いことから、被害児童生徒をさらに追い詰める要因になっています。

私たち教職員は、日頃から児童生徒を見つめ、児童生徒のSOSに気付くことが求められます。必要に応じて保護者と連携し、気になる児童生徒の様子を注視しましょう。

文部科学省の調査によると令和2年度はいじめの認知件数が減っていますが、一方で、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされた」と答えた児童生徒の数は増加しています。



インターネットを通じて行われるいじめの態様(例)

- 掲示板: 「キモい」「うざい」など他人を中傷する書き込みをする
- メール: 他人になりすましてメールを送る
- SNS: 悪口やかげ口を書き込む, SNSのトークグループから外す, チャットでの集団シカト, トークの既読無視や未読無視
- 動画: 相手が嫌がる行為を撮影し, ネットに投稿する

など

ネット上のいじめは、その匿名性から、内容がエスカレートする傾向があるため、より注意が必要です。



インターネットを通じて行われるいじめの対策に関しては、「いじめ防止対策推進法」に明記されており、学校での対策が求められています。

・いじめ防止対策推進法 平成25年公布

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

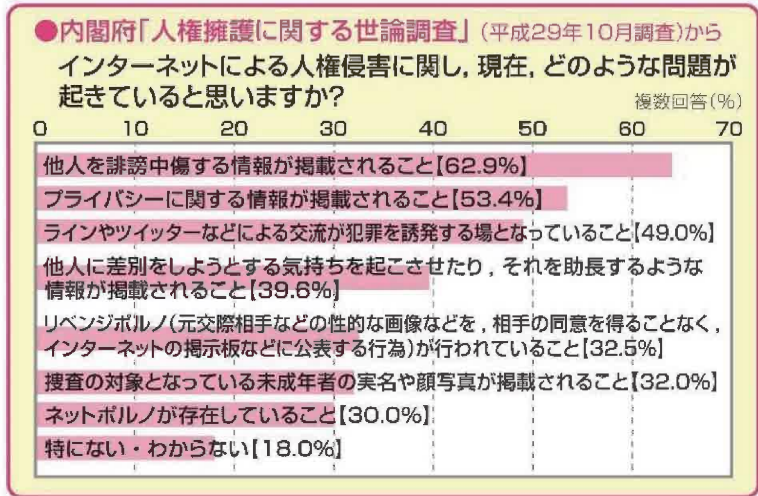
第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

ネットに起因する事犯の被害

ネットに起因する事犯の被害には、出会い系サイトやSNSを通じて知り合った人からの性被害や、元交際相手からインターネット上にわいせつな画像を投稿されるリベンジポルノ等があります。

平成29年に内閣府の行った「人権擁護に関する世論調査」においても、「インターネットによる人権侵害に関してどのような問題が起きているか」という問い

に対し、「他人を誹謗中傷する情報が掲載される」、「プライバシーに関する情報が掲載される」等に続いて、「リベンジポルノ」と回答した割合は32.5%となっています。



法務省ホームページより

・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

(リベンジポルノ被害防止法) 平成26年公布

この法律で定義されるリベンジポルノは電子画像を指していることから、特にインターネット上への掲載や拡散させる行為を対象としている。

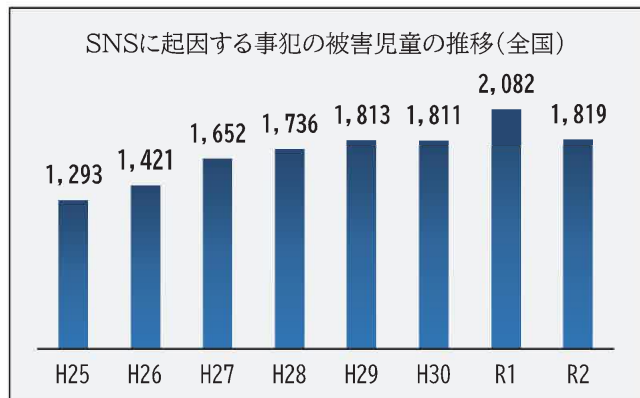
・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法) 平成15年公布,令和元年改正

出会い系サイトの利用に起因する児童買春,その他の犯罪から児童等を保護し,児童等の健全な育成に資することを目的とする。

上記のように、法整備は進められていますが、警察庁によると、SNSに起因する事犯の被害児童(18歳未満)は、平成29年以降1800人を超えています。中でも、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつなどの重要犯罪に巻き込まれる事犯は増加傾向にあります。

令和2年を見ると、令和元年に比べて全体数は減ったものの、重要犯罪被害の児童数は142人となっており、令和元年の111人から増加しています。

このように、SNSの利用に起因する児童買春等の被害は深刻な状況です。学校・家庭・専門機関等が連携して、インターネット教室を行うなど、SNSの利用について児童生徒に教えていく必要があります。



警察庁「少年非行、児童虐待及び子どもの性被害の状況」(毎年実施)より本課作成

(2) インターネットと同和問題（部落差別）

平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が公布されました。第1条に、「情報化の進展に伴って部落差別に関する情報の変化が生じている」とあり、また、この法律に基づく調査の結果でも、インターネット上の差別表現の問題が指摘されています。

法務省の人権擁護機関では、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容を認知し、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどを行っていますが、部落差別に関する人権侵犯は年々増加傾向にあり、教育の役割がますます重要になっています。

・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）平成28年公布（教育及び啓発）

第5条第2項 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

法務省によると、令和2年に、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は9,589件であり、そのうちの差別待遇事案は669件となっています。中でも、部落差別に関する事案は244件に及び、これは、4年前の件数と比べ、約3倍の数となっています。このことから、依然として部落差別が現存している実態が見えてきます。

また、法務省による「部落差別の実態に係る調査」によると、ネット上の部落差別の実態として、右のようにまとめられています。

ネットの特性上、誤った情報や差別につながる情報であっても、閲覧者が多いものから表示されるので、ネットで検索する際には注意が必要です。

部落差別に関する人権侵犯件数



法務省人権擁護局の資料より本課作成

インターネット上の部落差別の実態

- 特定の地域を同和地区であると指摘（識別情報の摘示）
- 特定個人又は不特定者に対する誹謗中傷
- 特定のウェブサイト集中傾向 など

ネット上の情報をうのみにして拡散すれば、自分も加害者になり得ることを意識して利用する必要があります。



法務省は、平成30年12月27日付けで、全国の法務局に向けて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」を出しました。インターネット上で情報発信を行う際は、このことを踏まえ、細心の注意を払う必要があります。

※ 同和問題については平成30年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」（同和問題基礎資料）を参考にしてください。

(3) インターネットと外国人の人権

法務省によると、我が国の在留外国人数は約282万人（令和3年6月末現在）であり、令和2年と比べ減少しましたが、本県における在留外国人数は増加しています。

学校や地域においては、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める「多文化共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

我が国における在留外国人の推移（人）		※R3は6月末現在			
	H29	H30	R1	R2	R3
全国	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,823,565
鹿児島県	9,101	10,547	12,215	12,204	12,445

法務省「令和3年6月末現在における在留外国人数について」より本課作成

一方、言語、宗教、習慣等の違いから、デモやインターネット上で、特定の民族や国籍の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動が見られるようになりました。このような言動が一般に「ヘイトスピーチ」と言われています。不当な差別的言動はあってはならないことから、平成28年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が公布されました。

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） 平成28年公布

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

ネット上の不当な差別的言動については、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認められた場合は、「集団」や「不特定多数」に対する書き込みも、プロバイダ等に対し削除要請等ができるようになりました。



児童生徒が、SNSなどを通じてヘイトスピーチに該当する書き込み等に触れることも考えられることから、正しい判断や行動ができるよう、学校でも取り組む必要があります。

3 情報モラル教育を支える人権教育

現在、学校では教育活動におけるICTの積極的な活用が進められており、情報モラル教育の重要性が増しています。学習指導要領（平成29年3月）にも「各学校においては、児童（生徒）の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と明記されています。こうしたことから、各学校での情報モラルに関する職員研修や児童生徒への学習が進められています。インターネットに関連する様々な人権問題の解決を図るためには、人権教育の視点を取り入れた情報モラル教育の実践が大切です。

(1) 情報モラル等の指導の充実

文部科学省は、情報化の進展に伴う新たな課題に対して学校において適切に指導を行うため、平成25年度に「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」として、動画教材及びモデル指導案を作成しました。その後、平成27, 30, 令和元年度と、課題に応じた資料や教材を追加してきました。

令和2年度には、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備や、SNSでの書き込みによるトラブルの問題などを踏まえた追加版が作成されました。

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」（文部科学省：令和2年6月）

内容

第1章 児童生徒を取り巻くICTの現状

【コラム1】 1人1台ずつ端末を使用する前に

第2章 情報モラル教育に関する指導の工夫

第3章 学習用タブレットの上手な使い方

第4章 思ったままSNSに送信しただけなのに

【コラム2】 ネット上の誹謗中傷の実態と対応

「フィルターバブル」と「エコーチェンバー」の危険性を知る

情報モラル教育指導上の課題と工夫及び動画教材の活用方法について→『**自分ごと**』にするための指導』と『**自律を目指す指導**』

ネットの特性を理解したうえで、起こり得るリスクに関して想像力を働かせながら情報発信をする

情報モラル等の指導資料や教材は、文部科学省を始め、総務省や法務省からも数多く提供されています。学校においては、これらを適切に活用していくことが求められています。

フィルターバブル：検索や閲覧した履歴などが使用した通信機器に記憶され、解析によって関心度が高い情報がより多く表示されるため、自分が関心を持っていない情報は隠されてしまうこと

エコーチェンバー：自分と同じ趣味を持つ人や似たような考え方の人とばかりつながっていることにより、こだまのように同じような発言に繰り返し触れ、あたかもその思想だけが正しいという思いにとらわれてしまうこと

(2) 人権教育と情報モラル教育の関連性

情報モラル教育を進めていく上で大事なこと、それは人権教育の視点です。例えば、誹謗中傷などの書き込みをした児童生徒に対して指導を行う際、誹謗中傷を受けた相手の心情を考えさせることが最も大切なことであり、これは「自分の人権を守り、他人の人権を守るための実践行動をする」という人権教育の目標と合致しています。つまり、児童生徒に情報モラルを身に付けさせるためには、人権教育がしっかりと基盤になければならないと言えます。

ア 教職員の基本姿勢「M o m」

情報モラル教育の実施に当たって、人権教育における教職員の基本姿勢「M: 見つめる」「o: 思いをめぐらす」「m: 向き合う」と重ねて、教職員と児童生徒の関わりを見ていきます。

M 見つめる → 磨かれた人権感覚で子どもを見つめましょう。

児童生徒一人一人が落ち着いて教育活動に取り組んでいるか、日頃から児童生徒の心身の状況を確認し把握すること（アセスメント）はとても重要です。児童生徒を観察したり、生活アンケート等を実施したりして、ささいな変化も見逃さないことが大切です。

例えば、県総合教育センターの「SNSチェックシート」を活用することができます。5つの観点でSNSに対する児童生徒の心理状態を視覚的に把握し、SNS利用の実態が明らかになることにより、SNSの影響を受けている児童生徒に対して適切な支援につなげることができます。さらに、「学校楽しいと」と併せて活用することで、より深い児童生徒理解に役立ちます。

「SNSチェックシート」活用例

低い項目がある児童生徒については注意が必要です。早急に面談等の機会を設定することが望ましいです。

数値が低いほど、悩み・負担感が大きい

※「SNSチェックシート」「学校楽しいと」は、県総合教育センターホームページからダウンロードできます。

インターネットに影響を受けていることが心配される子どものサイン例

【行動面】



- ・遅刻が増える
- ・成績が下がる
- ・授業中よく居眠りする
- ・友人関係の変化や悪化がみられる

【身体面】



- ・保健室に行きたがる
- ・頭痛等体調不良を訴える
- ・視力の低下がみられる

M 見つめる

〇 思いをめぐらす



知的理解を深め、見識を高めて、思いをめぐらしましょう。

気になる児童生徒がいる場合は早い段階で面談を実施し、児童生徒の話をしっかり聞きましょう。また、保護者に家庭での様子を聞いたり、職員間で情報共有をしたりして、児童生徒の言動の背景に思いをめぐらすことが大切です。

教師：「今日は、元気がなかったみたいだけど、昨日はちゃんと眠れた？」

生徒：（首を振る）

教師：「そっか。眠れなかったんだね。何か心配なことがあるのかな？」

生徒：「…… SNSのグループから外されたみたい。」

教師：「そうなんだ。それは心配だね。〇〇さんはどうしたい？」

生徒：「また、みんなとSNSでつながりたい。」

教師：「〇〇さんは、また、**みんなとつながりたいと思っているんだね。**

じゃあ、そのためにどうしたらいいか、**一緒に考えようか。**」



「受容」と「傾聴」の姿勢を徹底し、児童生徒の言葉を遮ったり否定したりしないようにすることが大切です！

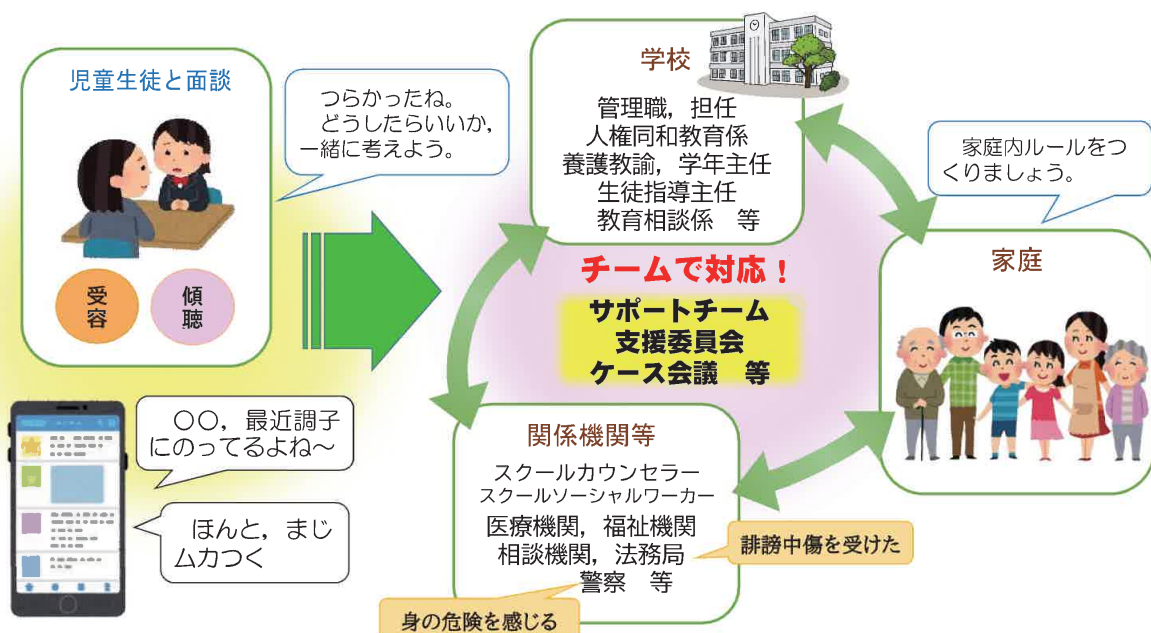
m 向き合う



人権意識・意欲・態度を高めて、見えてきた課題に向き合しましょう。

課題が見えてきたら、一人で抱え込まずに、必ず「チーム」で対応しましょう。必要に応じて、学校医やスクールカウンセラー等の専門家にもチームに加わってもらい、助言を参考にしながら、適切な対応が図られるようにします。

また、インターネットに起因する人権侵害が確認された場合は、その内容に応じて直ちに関係機関につなぐことが大切です。



イ 児童生徒が加害者にも被害者にもならないために

情報化社会においては、インターネットの利用を避けて生活することはできません。児童生徒が、インターネット上で加害者にも被害者にもならないためには、「自分を大切に、他者を大切にする」という自他の人権についてしっかりと理解し、人権感覚を高め、人権を守るための実践行動ができるようにすることが重要です。

自分の人権を守る

インターネット上で被害者にならないようにするためには、自分の人権が侵害されないための知識を身に付け、インターネットを正しく利用することが求められます。児童生徒の発達段階に応じて、子どもたちの身近な例を示しながら、インターネット上の様々な人権侵害を自分のこととして捉えられるような指導の工夫が必要です。その上で、自分が被害者になったときのための対応についても、あわせて指導しましょう。

他者の人権を守る

インターネット上に書き込みをする場合、相手の表情は見えません。だからこそ、自分の思いを伝える際には、相手の気持ちを想像することが大切です。そのためには、他者のつらさや痛みを、自分のこととして感じることで、人権感覚を養う必要があります。学校においては、すべての教育活動を通じて人権感覚を育むための取組をしていきましょう。

【インターネットを利用する際に注意すべきこと】

ネットで知り合った人には、安易に会わない

安易に写真や個人情報
を載せない

他人の悪口や差別的な内容
は書き込まない

おかしいと思ったら、
すぐに大人に相談する

下着姿や裸の写真は
送らない

出処不明の情報を安易に
拡散しない

人権感覚を育むには、「協力・参加・体験」を中核とした「体験的な学習」などが効果的です。



ロールプレイング(役割演技)を取り入れた体験的な学習(例)

①体験

SNS のやりとりについて役割演技を行う。

- A 悪口を書き込んだ人物
- B Aの悪口に同調する人物
- C 傍観している人物

②話し合い

A・B・Cそれぞれの人物を演じた感想や問題点等について、グループで話し合い、どうしたらよいか解決策を考える。

③反省(振り返り)

日頃のSNSの利用の仕方や、友達とのやりとりを振り返る。

④一般化

自分の気持ちを正しく伝え、相手の話を聞くことの大切さに気付く。

⑤自己の行動や
態度への適応

学んだことを日常生活に生かす。

ウ 差別や偏見に対する正しい理解と認識を深めるために

差別書き込みや誹謗中傷など、インターネット上の人権問題が深刻化しています。学校においても、以下のような指導の例を参考にしながら、人権問題を解決するための取組が必要です。

インターネット上の同和問題(部落差別)について

- 1 同和問題とは何か知る。 これまでの部落問題学習を振り返る
- 2 インターネットにおける部落差別の現状を知る。

- 特定の地域を同和地区であると指摘する識別情報の摘示
- 特定個人に対する誹謗中傷
- 不特定者に対する誹謗中傷

- 3 なぜ、差別書き込み等が発生するのか考える。
- 4 自分はどう行動するか考える。

インターネットの情報をうのみにすることの危険について知るとともに、書き込みの中の差別を見抜き、差別を許さない態度を養うことが大切です。



インターネット上の外国人差別について

- 1 外国人差別とは何かを知る。
- 2 インターネットにおけるヘイトスピーチについて知る。

- 特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとする内容
- 特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容

- 3 なぜ、ヘイトスピーチが起こるのか考える。
- 4 自分はどう行動するか考える。

学校においては、教育活動全体を通じて、様々な文化のもつ多様性の尊重や、価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進める必要があります。



インターネットで調べ学習をする際には、新たな差別を生んだり、差別を助長したりすることがないように適切に指導するとともに、学校以外でのインターネット利用の際も注意するなど、家庭と連携を図ることが大切です。

(3) 家庭や地域と連携した取組

情報モラル教育を進める上で、家庭や地域の協力は欠かせません。特に、インターネット接続機器のフィルタリングサービスの利用や、インターネットの使用時間に関しては、保護者と一緒に取り組む必要があります。

青少年インターネット環境整備法では、携帯電話会社や販売店等に対し、契約締結時の年齢等確認義務やフィルタリングの説明や設定が義務付けられました。保護者に対しても、法には次のような責務が課せられています。



・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(青少年インターネット環境整備法) 平成20年公布, 平成29年改正
(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

また、利用時間について家庭でルールを決めても、その家庭内だけのルールにとどまった場合、コミュニケーションツールの利用に関して「仲間はずし」等のいじめにつながる恐れもあるため、学校や地域で利用時間に関するルールを決め、各家庭と一緒に取り組むことが望ましいです。

(4) 外部団体と連携した取組

情報モラル教育を進める際は、学校だけで行うのではなく、例えば法務局等が開催する「スマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室」など、専門家を活用した取組も大切です。

また、インターネット上に投稿された有害情報を早期に発見するための「ネットパトロール」があり、児童生徒への問題書き込み等が発見された場合に迅速に対応できるよう、校内の体制を整えておくことが重要です。

[家庭・地域と連携したルールの例]

スマートフォン・携帯・ゲーム機・音楽プレーヤー等の利用について	
～インターネットを正しく楽しく利用するための～	
【 7つの約束 】	
1	夜9時になったら電源を切ります(9時OFF)。
2	保管や充電は、保護者の目の届く所でします。
3	勉強や食事のときは、使いません。
4	むやみに自分や友達電話番号・メールアドレスを教えません。
5	人のいやがることを書いたり、写真などを勝手にのせたりしません。
6	知らない人と連絡をとったり、会ったりしません。
7	困ったことや心配なことは、必ず相談します。
誓い	
《 子 》	【7つの約束】を守ります。
	令和 年 月 日(名前) _____
	(名前) _____
	(名前) _____
	(名前) _____
《 保護者 》	フィルタリング設定とマナー指導を行います。
	令和 年 月 日(名前) _____
鹿屋中学校区校外生活指導連絡会(鹿屋小・諫川小・東原小・鹿屋中)	

4 ワークシート例

次ページ以降には、人権教育の視点に立った情報モラル教育を進めていくためのワークシート例を掲載しています。以下の「学習のねらいと指導上の留意点」を参考にして、児童生徒の発達段階に応じた活用を図ってください。

学習のねらいと指導上の留意点

タイトル	ねらい	指導上の留意点
ワークシート1 「うまく伝わらない」	文字で情報を伝える際に、相手の誤解を生まないか、相手の立場に立って発信することの大切さに気付くことができるようになる。	○ 文字だけでは、相手にうまく伝わりにくいことを押さえる。 ○ 情報発信する際には、内容を確認することの大切さに気付かせる。
ワークシート2 「早く広く伝わる悪口」	ネット上に書き込まれた内容はあっという間に広がることを知り、人の嫌がることは絶対に書き込まないこと、拡散しないよう行動することができるようになる。	○ ネット上に書き込んだ内容は拡散され、簡単に削除できないことを知る。 ○ ネット上に書き込むときには、相手のことを思いやるのが大切であることに気付かせる。
ワークシート3 「あなたはだれ？」	情報社会の特性を理解し、被害に遭わないように安全にインターネットを活用することができるようになる。	○ ネット上の相手の情報はうその場合もあることを理解させる。 ○ ネット上に個人情報を載せたりネットで知り合った相手に会ったりすることの危険性について理解させる。
ワークシート4 「ちょっと忘れてただけなのに……」	SNSの特性を知り、スマホの向こうに相手がいることを意識して利用することができるようになるとともに、いじめられていると感じたときは大人に相談する。	○ ネット上の書き込みは、内容がどんどんエスカレートする恐れがあることに気付かせる。 ○ SNSに投稿したものは、自分が削除しても拡散されると完全には消せないことを理解させる。
ワークシート5 「その情報、本当に正しい？」	インターネット上の差別書き込み等人権侵害の状況について知り、差別に気付き、差別を許さない態度を身に付ける。	○ ネット上の情報には誤ったものがあることに気付かせる。 ○ 意図せずに、自分が「差別する側」になってしまうことがあることを理解させる。
ワークシート6 「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」	ヘイトスピーチについて知り、ヘイトスピーチを許さない態度を養うとともに、多文化共生社会について考える。	○ インターネットを介して不安や嫌悪が拡散していくことを押さえる。 ○ お互いを尊重し、多様性を認め合うことの大切さに気付かせる。

学習の進め方(例)

- 1 学習のねらいを確認する。
- 2 資料を読む(動画を視聴する。)
- 3 問題点を挙げ、その改善策を個々で考える。
- 4 それぞれが考えたことを、グループ(またはペア)で話し合う。
- 5 グループ(またはペア)で話し合ったことを、全体で発表する。
- 6 学習の振り返りをする。

各ワークシートの指導案は、県ホームページに掲載しています。
右下の2次元コードからアクセスできます。



ワークシート1

「うまく伝わらない」

年 組 名前 ()

① ある日、Bさんは友だちのAさんにメッセージを送りました。

② つぎの日、公園に来なかったAさんに、Bさんがおこつてメッセージを送りました。



① B あした、公園でサッカーするから、いっしょにやらない？

A ぼくは、いいよ。

—つぎの日—

② B 今日、どうして公園に来なかったんだよ。うそつきだな！

A ……………。



あなたは、どう思う？

◇ どうしてBさんはおこったのでしょうか。

◇ あなたがAさんなら、「……………」にどんなことばを入れますか。

◇ メッセージのやりとりをするとき、どんなことに気をつければよいと思いますか。



学習したことをふりかえりましょう。

ワークシート2

「早く広く伝わる悪口」

年 組 名前 ()

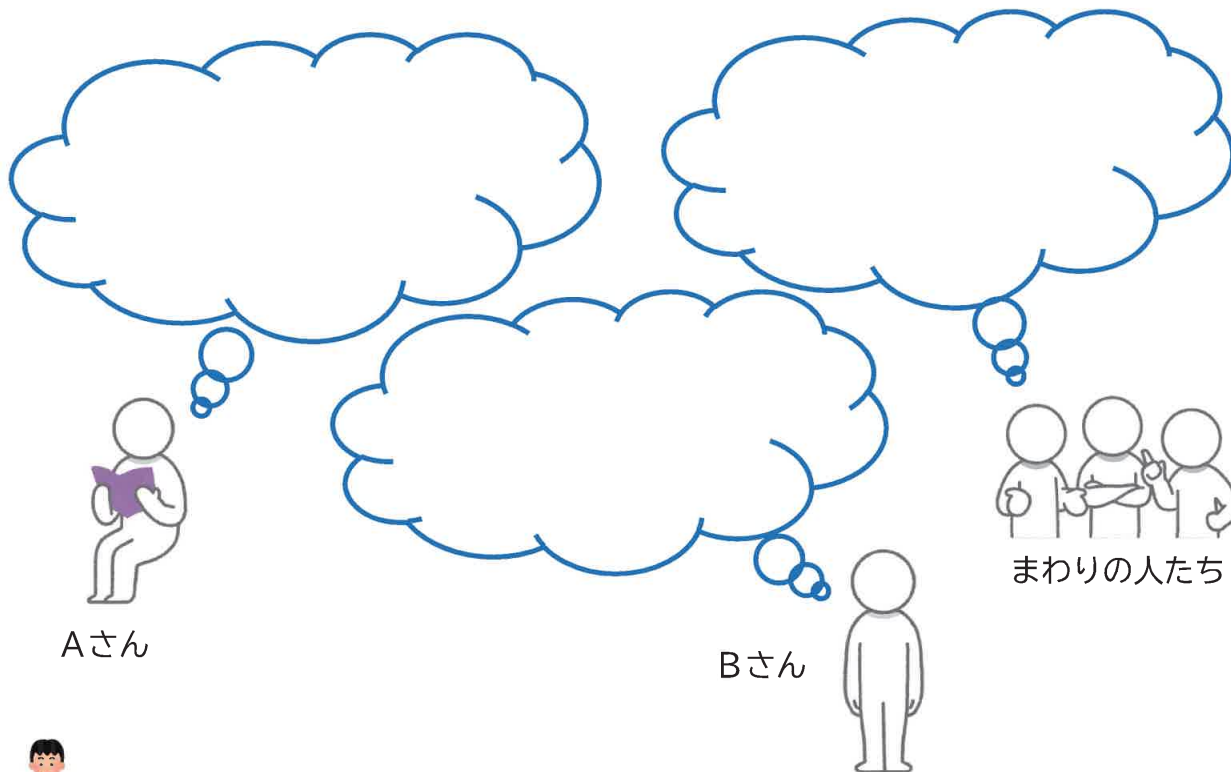
日ごろからAさんをうらやましく思っていたBさんは、インターネットのけいじ板に「Aは〇〇の悪口を言っている」「Aは□□をバカにしてる」などと、うその情報を書きこみました。

Bさんの書き込んだうその情報は、あっという間に学校中のうわさになりました。



あなたは、どう思う？

◇ 「Aさん」、「Bさん」、「まわりの人たち」それぞれの気持ちを考えてみましょう。



友だちと話し合ったことを書きましょう。



学習したことをふりかえりましょう。

ワークシート3

「あなたはだれ？」

年 組 名前 ()

Aさんは、オンラインゲームで仲良くなったBさんと、SNSでやりとりをするようになりました。同じ年だというBさんとはしゅ味も合い、楽しくやりとりをしていたところ、Bさんから「今度会おうよ」とさそわれました。Aさんは、Bさんに実際に会っていろいろ話したいと思い、会うことにしました。

ところが、待ち合わせの当日に待ち合わせ場所に来たBさんは、自分よりずっと年上の人で、Aさんはこわくなりました。



あなたは、どう思う？

- ◇ Aさんがこわくなったのはどうしてですか。

- ◇ Aさんのようなこわい思いをしないために、どうすればよいでしょう。



友だちと話し合ったことを書きましょう。



学習したことをふりかえりましょう。

ワークシート4

「ちょっと忘れてただけなのに……」

年 組 名前 ()

Aさんは、Bさん、Cさん、Dさんと、いつも4人グループでSNSのやりとりをしています。

全然いいアイデアが
思いつかない……
またあとで考えよう。



Aさん

Aさんは、そのまますっかり忘れて返信をしませんでした。

いつも仲良しの
Dさんまで……
どうしよう……



Aさん

② 実行委員になっちゃった。文化祭の出し物、考えて教えて！ 既読3

既読3 OK! ①

~~~~~ C, Dが答えた1時間後 ~~~~~

② Aだけ考えないとかマジありえない！ひどくない？ 既読3

③ Aって最近調子のってるよね。 既読3

④ あ～、私もそう思った。まじサイテー！ 既読3

~~~~~ 1時間後 ~~~~~

ごめん。後で考えようと思って忘れてたの。 ①

ねえ、だれか、返信してよ。ごめんってば。 ①



あなたがAさん、Bさん、Cさん、Dさんならどうしますか？

Aさん……

Bさん……

Cさん……

Dさん……



学習したことをふりかえりましょう。

ワークシート5 「その情報、本当に正しい？」


年 組 名前 ()

中学校社会科の学習で学んだ「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の第一条（目的）には、次のように書かれています。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

この法律ができた背景のひとつには、インターネット上で差別を助長する書き込みが発生していることがあります。

 なぜ、インターネット上に差別的な書き込みをするのでしょうか。

 インターネット上の差別をなくすために、あなたができることはどんなことでしょうか。

 学習したことをふりかえりましょう。

ワークシート6 「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」

年 組 名前 ()

法務省マンガ「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」
を読んで、考えましょう。



法務省マンガ
2次元コード

◇ 「ヘイトスピーチ」とはどのようなものですか？

◇ なぜ、「ヘイトスピーチ」が起こると思いますか。

◇ 「ヘイトスピーチ」について、あなたができることを考えましょう。



友だちと話し合ったことを書きましょう。



学習したことをふりかえりましょう。

人権課題別の人権教育・啓発の推進方策一覧

この一覧は、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」に基づき作成しています。表内の●は現状等、○は施策の基本方向等を表しています。

| | | |
|---|--|--|
| <p>【女性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●固定的性別役割分担意識の存在 ●DVやストーカー行為、性犯罪等暴力の潜在化 ●性別に起因する、生きづらさや困難の存在 ○男女共同参画の教育・啓発の推進 ○女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○職場や地域における男女格差の解消と女性参画の促進 ○相談支援体制の充実 | <p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待、いじめ、児童ポルノ、貧困など心身に影響を与える問題 ○子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり ○人権を保障する教育・啓発の推進 ○児童虐待の防止、いじめ、暴力行為、体罰の根絶 ○性的被害や有害情報から子どもを守る対策 ○不登校の子どもへの支援 ○子どもの貧困対策 | <p>【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢化率の上昇と要介護・要支援認定者の増加 ●高齢者に対する虐待や身体的拘束等の権侵害事案の発生 ○高齢者を取り巻く環境整備 ○人権を保障する教育・啓発の推進 ○高齢者虐待の防止 ○介護者の支援 ○高齢者の権利擁護の推進 ○高齢者の就労や社会参加の機会確保 ○福祉のまちづくりの推進 |
| <p>【障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害や障害のある人、その家族に対する誤解や偏見、差別による人権侵害の存在 ●個性や能力を發揮し、社会参加することの阻害 ○人権を尊重する教育・啓発の推進 ○障害のある人への虐待防止 ○障害のある人の権利擁護の推進 ○障害のある人の社会参加の支援 | <p>【同和問題（部落差別）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●結婚に係る問題、不適正な採用選考の存在 ●インターネット等を利用した差別的情報掲載の問題 ○同和問題についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進 ○インターネット上の差別事象の対応 ○隣保館の活用・活動の促進 ○企業における取組推進 | <p>【外国人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在留外国人の増加に伴う地域社会での孤立や住民との軋轢の発生 ●ヘイトスピーチやインターネット上での差別的書き込みの問題の発生 ○多文化共生社会の推進 ○外国人に対する生活・教育支援 ○雇用の場における外国人の人権擁護 |
| <p>【HIV感染者・ハンセン病元患者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●HIVやハンセン病に対する正しい知識や理解の不足 ●HIV感染者やハンセン病元患者等に対する根深い偏見や差別の存在 ○正しい理解を深めるための教育や啓発活動の推進 ○相談体制の充実 ○ハンセン病患者・元患者・家族への支援 | <p>【犯罪被害者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事件・事故による直接的被害に加えプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的不利益等の二次的被害発生 ●性暴力の被害が潜在化する傾向 ○犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進 ○犯罪被害者等の相談体制の整備 ○犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実 | <p>【北朝鮮当局による拉致問題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●帰国した5人以外の安否は不明のまま拉致被害者及びその家族の高齢化 ○「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした拉致問題等についての啓発活動の推進 ○学校における拉致問題についての教育の充実 |
| <p>【性的指向・性自認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者が社会生活を送る上で大きな苦痛と困難を抱える状況 ●性的指向や性自認についての思い込みや固定観念による偏見・差別 ○多様な性を理解する教育や啓発活動の推進 ○性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応 ○制度や施設等における性的指向・性自認への配慮 | <p>【その他の人権問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●刑を終えて出所した人や生活困窮者への偏見・差別 ●性的搾取を目的とした人身取引 ●アイヌの人々に対する偏見・差別 ○刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組 ○生活困窮者の尊厳の保持、状況に応じた包括的支援の実施 ○人身取引の実態や背景についての理解の促進 ○アイヌの人々についての理解と認識の促進 | <p>【人権に関わる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インターネット社会における誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加 ●災害時の運営や被災地の復興・復旧における、高齢者、障害者、女性、外国人、性的少数者等への配慮の必要性 ○人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進 ○情報モラルに関する教育の充実 ○インターネット上での人権侵害行為への対応 ○災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 |

※ 上記以外にも、【複合的な人権問題】として、人には複数の属性があることで差別や偏見を重複して受ける問題や、【様々な人権問題】として、難病患者や感染症のキャリア等の人権や個人情報保護に関する問題があります。

【鹿児島県】

- ◇ インターネットやSNSによる人権侵害に関すること
 - ・ 鹿児島地方法務局 ☎ 099-259-0680

- ◇ ネットいじめ被害やサイバー犯罪被害に関すること
 - ・ 鹿児島県警ヤングテレホン ☎ 099-252-7867
 - ・ NPO法人ネットポリス鹿児島 メール meyasubako@npg.from.tv
LINE ID 検索 : meyasubako

- ◇ 性犯罪被害(リベンジポルノを含む)に関すること
 - ・ 性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER) ☎ 099-239-8787

- ◇ その他の相談
 - ・ かがしま教育ホットライン ☎ 0120-783-574 ☎ 099-294-2200
 - ・ かがしま子供SNS相談・通報窓口



【国・専門機関等】

- ◇ インターネット上の誹謗中傷に関する相談
 - ・ 違法・有害情報相談センター (総務省) <https://ihaho.jp>
 - ・ インターネット人権相談受付窓口 (法務省) <https://www.jinken.go.jp/>

- ◇ 性犯罪被害(リベンジポルノを含む)に関すること
 - ・ 警察相談専用電話 ☎ #8103(ハートさん) <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/3.html>
 - ・ セーフライン (一般社団法人セーフラインインターネット協会) <https://www.safe-line.jp/report/>

- ◇ その他の相談
 - ・ 子どもの人権 110 番 (法務省) ☎ 0120-007-110
 - ・ 24時間子供SOSダイヤル (文部科学省) ☎ 0120-0-78310(なやみいおう)

【参考・引用文献】

- 文部科学省：(平成 20 年 3 月)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
- 文部科学省：(令和 2 年 6 月)
 - 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」
- 文部科学省：(令和 3 年 3 月)「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」
- 法務省・文部科学省：(令和 3 年 6 月)「令和 3 年度版人権教育・啓発白書」
- 公益財団法人 人権教育啓発促進センター：(平成 30 年 12 月)
 - 「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」〈三訂版〉
- 佐藤佳弘：2016「インターネットと人権侵害 匿名の誹謗中傷～その現状と対策」武蔵野大学出版会
- 堀田龍也・西田光昭編著：2018「だれもが実践できるネットモラル・セキュリティ」三省堂

【表紙写真】 写真提供：指宿市立西指宿中学校，霧島市立向花小学校



| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 所 属 | | 名 前 | |
|-----|--|-----|--|